

個人住民税の寄附金税制について

(条例指定寄附金)

■長野県内市町村における個人市町村民税の寄附金税額控除の指定状況

このページは、寄附者の方や寄附金受入団体向けに、個人市町村民税の寄附金税額控除の指定をしている市町村の状況が把握できるように作成したものです。内容の詳細については、各市町村税務担当課にお問い合わせください。

市町村名	条例による指定	適用期日	担当課
	(所得税の控除対象寄附金のうち市町村が控除対象とするもの)		電話
長野市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金 ・条例、規則により市長が指定した法人等に対する寄附金及び特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭（個別指定） 	H22. 1. 1	市民税課
			026-224-5017
松本市	・ 県と同一	H24. 1. 1	市民税課
			0263-34-3232
上田市	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
			0268-23-5115
岡谷市	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
			0266-23-4811(代)
飯田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内又は下伊那郡内に事務所又は事業所を有する法人等に対する寄附金 ・ 規則により市長が指定した特定公益信託への支出金 	H24. 1. 1	税務課
			0265-22-4511(代)
諏訪市	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
			0266-52-4141(代)
須坂市	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
			026-248-9001
小諸市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人に対する寄附金 ・ 長野県知事または長野県教育委員会の許可を受けた認定特定公益信託へ支出された寄附金 	H24. 1. 1	税務課
			0267-22-1700(代)
伊那市	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
			0265-96-8143
駒ヶ根市	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
			0265-83-2111(代)
中野市	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
			0269-22-2111(代)
大町市	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
			0261-22-0420(代)
飯山市	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
			0269-62-3111(代)

市町村名	条例による指定		適用期日	担当課
	(所得税の控除対象寄附金のうち市町村が控除対象とするもの)			電話
茅野市	・ 県と同一		H24. 1. 1	税務課 0266-72-2101(代)
塩尻市	・ 県と同一の法人に加え、条例で定める市内の特定非営利活動法人（現在11法人）の事業に関連する寄附金		H20. 1. 1	税務課 0263-52-0280(代)
佐久市	・ 市内に事務所等を有する法人・団体に対する寄附金 ・ 長野県知事または長野県教育委員会の許可を受けた認定特定公益信託へ支出された寄附金		H24. 1. 1	税務課 0267-62-3040
千曲市	・ 県と同一		H24. 1. 1	税務課 026-273-1111(代)
東御市	・ 県と同一		H24. 1. 1	税務課 0268-64-5877
安曇野市	・ 市内に主たる事務所等を有する法人又は団体に対する寄附金 ・ 所得税法第78条第3項の規定により特定寄付金とみなされる同項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭		H24. 1. 1	税務課 0263-71-2000(代)
南佐久郡	小海町	(社会福祉法人) 小海町社会福祉協議会	H23. 1. 1	総務課税務係
		(特定非営利活動法人) 【所得税対象外】じろ倶楽部、信州松原湖高原太陽、ねむの木		0267-92-2525(代)
	川上村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係 0267-97-2121(代)
	南牧村	(社会福祉法人) 南牧村社会福祉協議会	H24. 1. 1	総務課税務係 0267-96-2211(代)
	南相木村	・ 所得税と同一	H22. 1. 1	総務課 0267-78-2121(代)
	北相木村	・ 所得税と同一	H22. 1. 1	総務企画課 0267-77-2111(代)
北佐久郡	佐久穂町	・ 長野県の寄付金税額控除が適用される法人又は団体のうち、町内に事務所又は事業所を有し、事業を現に行っており、継続して行うことが確実に認められる法人又は団体に対する寄附金	H24. 1. 1	住民税務課 0267-86-2526
				軽井沢町
	御代田町	県と同一	H25. 1. 1	税務課 0267-32-3126

市町村名		条例による指定	適用期日	担当課
		(所得税の控除対象寄附金のうち市町村が控除対象とするもの)		電 話
北佐久郡	立科町	・ 県と同一	H31. 1. 1	総務課税務係
				0267-88-8402 (直)
小県郡	青木村	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務会計課税務係
				0268-49-0111 (代)
	長和町	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係
				0268-68-3111 (代)
諏訪郡	下諏訪町	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
				0266-27-1111 (代)
	富士見町	・ 県と同一	H24. 1. 1	財務課町民税係
				0266-62-9122 (直)
	原村	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民財務課税務係
				0266-79-7923
上伊那郡	辰野町	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民税務課
				0266-41-1111 (代)
	箕輪町	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課
				0265-79-3111 (代)
	飯島町	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民税務課税務係
				0265-86-3111 (代)
南箕輪村	・ 県と同一	H24. 1. 1	財務課税務係	
			0265-72-2321	
中川村	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民税務課税務係	
			0265-88-3001 (代)	
宮田村	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民課税務係	
			0265-85-3182	
下伊那郡	松川町	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民税務課
				0265-36-7046
	高森町	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務会計課
				0265-35-9413 (直)
	阿南町	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民税務課
				0260-22-4052
	阿智村	・ 所得税と同一 ・ 村内の認証NPO法人に対する寄附金【所得税対象外】	H23. 1. 1	出納室税務係
		・ 県と同一 ・ 村内の認証NPO法人に対する寄附金【所得税対象外】	H25. 1. 1	0265-43-2220 (代)
平谷村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課	
			0265-48-2211 (代)	
根羽村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係	
			0265-49-2111 (代)	
下條村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係	
			0260-27-2311 (代)	
売木村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課	
			0260-28-2311 (代)	

市町村名	条例による指定		適用期日	担当課
	(所得税の控除対象寄附金のうち市町村が控除対象とするもの)			電話
下伊那郡	天龍村	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務会計課税務係 0260-32-1024(直)
	泰阜村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係 0260-26-2111(代)
	喬木村	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民窓口課 0265-33-2001(代)
	豊丘村	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務会計課 0265-35-9051(直)
	大鹿村	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民税務課 0265-39-2001(代)
木曾郡	上松町	・ 県と同一	H24. 1. 1	企画財政課税務係 0264-52-2001(代)
	南木曾町	・ 県と同一	H20. 1. 1	税務会計課税務係 0264-57-2001(代)
	木祖村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課 0264-36-2001(代)
	王滝村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係 0264-48-2001(代)
	大桑村	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民課税務係 0264-55-3080(代)
	木曾町	・ 県と同一 ・ 条例により町長が指定した町内認証 NPO法人に対する寄附金【所得税対象 外】	H24. 1. 1	町民課税務係 0264-22-4282
東筑摩郡	麻績村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係 0263-67-3001(代)
	生坂村	・ 県と同一	H24. 1. 1	住民課税務係 0263-69-3111(代)
	山形村	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課 0263-98-5663
	朝日村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課 0263-99-2001(代)
	筑北村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課 0263-66-2111(代)
北安曇郡	池田町	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課課税係 0261-62-3131(代)
	松川村	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課税務係 0261-62-3140(代)
	白馬村	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課 0261-85-0712
	小谷村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係 0261-82-2001(代)
埴科郡	坂城町	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係 0268-82-3111(代)

市町村名	条例による指定		適用期日	担当課
	(所得税の控除対象寄附金のうち市町村が控除対象とするもの)			電話
上高井郡	小布施町	(公益社団・財団法人) 財団法人日本のあかり博物館、財団法人中国水墨画美術館文翠閣、財団法人北斎館、財団法人小布施町振興公社	H24. 1. 1	総務課税務会計係
		(社会福祉法人) くりのみ福祉会くりのみ園、博悠会、小布施町社会福祉協議会 (特定非営利活動法人) 【所得税対象外】ゾイロスファミリー、共生舎、小布施町シニアの会、しなのぐらし		026-247-3111(代)
	高山村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係 026-214-9244(直)
下高井郡	山ノ内町	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務課 0269-33-3118
	木島平村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係 0269-82-3111(代)
	野沢温泉村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課税務係 0269-85-3111(代)
上水内郡	信濃町	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務会計課税務係 026-255-5921
	小川村	・ 県と同一	H24. 1. 1	総務課会計税務係 026-269-2323(代)
	飯綱町	・ 県と同一	H24. 1. 1	税務会計課課税係 026-253-4071
下水内郡	栄村	・ 県と同一	H25. 1. 1	総務課税務係 0269-87-3111(代)